

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社アスパラントグループSPC5号 代表取締役 中村 彰利
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂二丁目23番1号
【報告義務発生日】	平成30年11月30日
【提出日】	平成30年12月3日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	1名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	F C M株式会社
証券コード	5758
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社アスパラントグループSPC5号
住所又は本店所在地	東京都港区赤坂二丁目23番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成30年10月9日
代表者氏名	中村 彰利
代表者役職	代表取締役
事業内容	株式を所有することによる事業活動の支配

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	アスパラントグループ株式会社 申 裕一
電話番号	03-3568-2572

(2)【保有目的】

発行者の経営権の取得及び重要提案行為等を行うこと。

提出者は、発行者を提出者の完全子会社とすることを目的として、発行者の普通株式（以下「発行者株式」といいます。）の全て（但し、発行者の所有する自己株式を除きます。）を対象として、平成30年12月12日（水）（予定）から平成31年1月30日（水）（予定）を買付け等の期間とする公開買付け（以下「第二回公開買付け」といい、第一回公開買付け（提出者が、平成30年11月2日（金）から同年11月30日（金）までを買付け等の期間として実施した発行者株式に対する公開買付けをいいます。）と総称して、「本件両公開買付け」といいます。）を実施する予定です。

提出者は、本件両公開買付けにより、提出者が発行者株式の全て（但し、発行者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、発行者の株主を提出者のみとするための一連の手続きを実施する予定です。

具体的には、提出者は、本件両公開買付けの成立により、その所有する発行者の議決権の合計数が発行者の総株主の議決権の数の90%以上となり、提出者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、第二回公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定により、発行者の株主（発行者及び提出者を除きます。）の全員に対し、その所有する発行者株式の全部を売り渡すことを請求することを予定しております。

また、本件両公開買付けの成立後、提出者の所有する発行者の議決権の合計数が発行者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、提出者は、平成31年3月を目途として発行者株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを発行者に要請する予定です。なお、本件両公開買付け後に提出者が所有する発行者の議決権が発行者の総議決権の3分の2を下回る場合であっても、現時点においては、株式併合の実施に際して、提出者が発行者の株主（提出者を除きます。）から発行者株式を追加で取得する予定はなく、原則として上記の要請を行う予定です。例外的に、株主からの応募が極めて少なく、少数株主の利益を害するおそれが高いと認められる場合等、当該手続を実施することが発行者の取締役の善管注意義務に違反するおそれが高いと合理的に認められる場合には、当該要請を行わないことがあります。

(3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	940,600		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	940,600	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		940,600
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成30年11月30日現在)	V	1,704,267
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		55.19
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成30年11月30日	普通株式	940,600	55.19	市場外	取得	3,050

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	2,868,830
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	2,868,830

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地